

◎テロ対策海上阻止活動に対する補給

支援活動の実施に関する特別措置法

の一部を改正する法律

(平成二〇年二月一六日法律第九二号)

一、提案理由

平成二〇年一月一日・衆議院国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動並びにイラク人道復興支援活動等に関する特別委員会

○河村国務大臣　ただいま議題となりましたテロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明いたします。

平成十三年九月十一日にアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃による脅威はいまだ除去されておらず、国際社会によるテロとの闘いは依然として継続しています。アフガニスタンにおいては、四十カ国以上が軍隊を派遣し、数多くの犠牲者を出しながらも、多くの国が増派を行い、忍耐強く活

動を続けています。

海上自衛隊の補給支援活動は、テロとの闘いの一環としてインド洋で行われている海上阻止活動の重要な基盤として定着し、アフガニスタンを含め各国から高い評価を得ております。

現行のテロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法の期限は、法律施行一年後の平成二十一年一月十五日までとされておりますが、こうした中、補給支援活動を継続する必要性は依然として高いものと判断されます。

この法律案は、以上のような状況を踏まえ、我が国が国際的なテロリズムの防止及び根絶のための国際社会の取り組みに引き続き積極的かつ主体的に寄与するため、テロ対策海上阻止活動を行う諸外国の軍隊等に対し補給支援活動を引き続き実施するものとし、もって我が国を含む国際社会の平和及び安全の確保に資することを目的として提出するものであります。

以上が、この法律案の提案理由であります。

次に、この法律案の内容は、テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法の期限を一年間延長し、施行の日から二年間とするものであります。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要でございます。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願い

いたします。

二、衆議院国際テロリズムの防止及び我が国の協力 支援活動並びにイラク人道復興支援活動等に関する 特別委員長報告（平成二〇年一〇月二日）

○深谷隆司君　ただいま議題となりました国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動並びにイラク人道復興支援活動等に関する特別委員会における両法律案の審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

………（略）………

次に、内閣提出の補給支援特別措置法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、補給支援特別措置法に基づき我が国が実施する補給支援活動を引き続き実施し、もって我が国を含む国際社会の平和及び安全の確保に資するため、同法の期限を一年間延長しようとするものであります。

本案は、去る九月二十九日本院に提出され、十月八日本委員会に付託されました。

本委員会におきましては、両案について去る十日提案理由の説明を聴取し、十七日質疑に入りました。同日麻生内閣総理大

テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する法律
テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法の一部を改正

臣に出席を求めて質疑を行い、昨二十日両案に対する質疑を終局いたしました。次いで、討論の後、採決いたしましたところ、参議院提出法律案は賛成少数をもって否決すべきものと決し、内閣提出法律案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。

三、参議院外交防衛委員長報告

（平成二〇年二月二日）

○北澤俊美君　ただいま議題となりました補給支援特措法改正案につきまして、外交防衛委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、テロとの闘いの一環としてインド洋においてテロ対策海上阻止活動を行う諸外国の軍隊等に対して、我が国が実施する補給支援活動等について定める補給支援特措法の期限を一年間延長しようとするものであります。

委員会におきましては、河村内閣官房長官、浜田防衛大臣及び中曽根外務大臣に対する質疑を四回にわたり、また、麻生内閣総理大臣及び所管大臣等に対する質疑を二回、さらに、アフガニスタンの現地情勢等について参考人中村ベシヤール会現地代表及び力石JICA広報室長から意見を聴取したほか、田

母神前航空幕僚長の論文をめぐる問題について同君を参考人として招致し、所管大臣等とともに質疑を行うなど、慎重な審査を進めてまいりました。

きものと決定をいたしました。
以上、報告申し上げます。

質疑の主な内容は、特措法を延長する必要性、武力の行使に関する国際法上と憲法上の定義の違い、補給支援活動とソマリア沖の海賊対策との関係、補給燃料の転用防止策、政府が実施したアフガニスタン調査の内容、アフガニスタンへの自衛隊派遣に関する米国の要請、前航空幕僚長の論文問題と文民統制の在り方などでありますが、特に、現職の航空幕僚長が政府の見解と異なる意見を公然と社会に発信するという異例、遺憾な事案につきましては、政府の空幕長を解任したことで責任を明確にしたとする見解に対し、結局は定年退職をさせただけの不十分な対応で、政府による文民統制が機能していないとの指摘や意見が委員会において多数なされました。これらの詳細につきましては会議録によって御承知願います。

質疑を終え、討論に入りましたところ、民主党・新緑風会・国民新・日本の徳永委員より反対、自由民主党及び公明党を代表して公明党の浜田委員より賛成、日本共産党の井上委員より反対、社会民主党・護憲連合の山内委員より反対する旨、それぞれ意見が述べられました。

次いで、採決の結果、本法律案は賛成少数をもって否決すべ

(注) 衆議院は、平成二〇年一二月一二日、憲法第五九条第二項の規定に基づき再可決した。